

通達甲（備. 備 1. 機）第 1 号

平成 4 年 3 月 1 9 日

存 続 期 間

各 所 属 長 殿

警 備 部 長

警視庁機動隊運営規程の運用について

このたび、警視庁機動隊運営規程（平成 4 年 3 月 1 9 日訓令甲第 8 号）が制定され、平成 4 年 4 月 1 日から施行されることとなったので、次の事項に留意し、運用上誤りのないようにされたい。

記

制定の趣旨

機動隊の運営については、旧規程等に基づき行ってきたところであるが、最近の社会の変化に伴い多様化する警備情勢に的確に対処し、機動隊の更に効率的な運営を図るため、新たに規程が制定されたものである。